

郡山市職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月5日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第47号

郡山市職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則

郡山市職員の通勤手当支給に関する規則（昭和40年郡山市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（支給単位期間） 第18条 （略） 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 （1）（略） （2）法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、<u>同法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）</u>をし、<u>公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、郡山市職員の自己啓発等休業に関する条例第2条に規定する自己啓発等休業をし、郡山市職員の配偶者同行休業に関する条例第2条に規定する配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</u>	（支給単位期間） 第18条 （略） 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 （1）（略） （2）法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、郡山市職員の自己啓発等休業に関する条例第2条に規定する自己啓発等休業をし、郡山市職員の配偶者同行休業に関する条例第2条に規定する配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)～(5) (略)

(3)～(5) (略)

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。